令和８年度　北海道網走南ケ丘高等学校（定時制）部活動に係る活動方針

活動方針の趣旨等

〇本校は、教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動活動方針」に則り、「北海道網走南ケ丘高等学校（定時制）部活動に係る活動方針」（以下「本方針）という」を策定することとした。

〇部活動を実施する上では、休養日や活動時間を設定し、けが防止やリフレッシュを図るほか、多様な人々との触れ合いや様々な体験をさせるなど、生徒のバランスの取れた生活や心身の成長に配慮する。

〇教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう合理的・効果的に行われる必要がある。

１　適切な運営のための体制整備

（１）　部活動に係る相談・要望の窓口

連絡先：住　　所　〒093－0031　北海道網走市台町２丁目13番１号

電話番号　0152－43－2353

担　　当　相馬　大悟教頭（定時制）

（２）　年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

ア　部活動顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

イ　部活動顧問は、経費等に係る資料を配付するなどして、保護者・生徒の理解を得る。

（３）　指導・運営に係る体制の構築

ア　校長は、適切な数の部活数を設置する。

イ　校長は、教員の負担が過度にならないよう留意し、部活動ごとに複数の顧問を設置する。

ウ　校長は、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場を設ける。

エ　校長は、部活動顧問や部活動指導員に部活指導に係る知識及び実技の質の向上、体罰ハラスメント、いじめ等の不適切行為などについて指導し、徹底させる。

２　合理的でかつ効率的な活動の推進

（１）　部活動における適切な指導の実施

ア　校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、環境の変化や生徒の心身の健康管理、バランスの取れた学校生活、事故防止、不適切行為の根絶を徹底させる。

イ　校長は、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対し、次のことを徹底させる。

- トレーニング効果を得るためや生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること。
- 過度の練習が必ずしも能力の向上につながらないことや様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。
- 生徒の能力・体力の向上や、生涯を通じてスポーツ、文化的活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、科学的トレーニングや合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的導入により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3　適切な休養日等の設定

（1）　休養日の設定

ア　学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。休養日には、学校で行う自主練習も行わない。

イ　長期休業中の休養日設定は、学期中に準じた扱いとする。

（2）　活動時間の設定

ア　1 日の活動時間は、長くとも平日 2 時間程度、休日は 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲とする。その中で、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。大会等の当日において、活動時間が 3 時間以上になる場合は、十分な休養が取れるよう、その後の休養日の設定や活動時間を設定する。

（3）　弾力的な設定

ア　学期中は、週 1 日以上の休養日を設けるほか、月に 1 日以上の休養日を設ける。

イ　長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

（4）　活動時間の弾力的な設定

1 日の活動時間は、長くとも平日では 3 時間程度、休日は 4 時間程度とし、週当たりの活動時間は、長くとも 16 時間程度の範囲内とする。

4　部活動の充実に向けて

（1）　部活動指導の充実を図る取組

学校の設置者は、部活動の教区的意義を踏まえ、効果的な部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努める。

（2）　女子児童に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

（3）　部活動顧問等と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者に対して次のことを指導・徹底する。

ア　指導の目的等を生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、指導者と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提になること。

イ　指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないこと。

（4）　部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

校長は、部活動において、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することを指導・徹底する。

（5）　家庭や地域との連携を図る取組

校長は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組める環境作りに努める。

（6）　障がいのある生徒の部活動の充実

校長は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努力する。

終わりに

校長は、本方針は毎年度策定し、必要に応じて内容の見直しを行う。